

## 森林環境税（仮称）と水源環境保全税との関係について

今回の水源環境保全・再生かながわ県民会議の開催にあたり、委員から事務局あてに、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）と、水源環境保全税との関係について、次のような内容の照会がありましたので、このことについてお答えいたします。

### 照会内容

国税である森林環境税（仮称）で実施する事業は、神奈川県の水源環境保全税で実施する特別対策事業と、どのように整合させるのか、神奈川県としての考え方をお聞きしたい。

特に、国税による事業は「市町村の森業の支援」を主目的としていることから、同様の事業である神奈川県の特別対策事業のうちの5番事業「地域水源林整備の支援」との関連について、どのように考えているのかお聞きしたい。

つまり、

- 国税を追加的な資金投入ととらえて「地域水源林整備の支援」事業のみを拡大し推進するのか。
- 国税で実施する事業を、神奈川県の特別対策事業の5番事業「地域水源林整備の支援」の代替事業と捉え、現在、5番事業に投入される水源環境保全税を、他の特別事業へ振り分ける、という措置を行い、他の特別事業の促進を図るのか。

県民にとって、国税である森林環境税は水源環境保全税（県税）と二重課税に見えるため、効率的な活用が大変気になるところです。場合によっては、施策調査専門委員会で検討いただき、県民会議として見解を提起する必要があるのかと思います。

### 回答

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、まだ、税の創設に関する法律案が示されていませんので、平成29年12月に閣議決定された「平成30年度税制改正大綱」に基づき、お答えします。

（神奈川県としての森林環境譲与税（仮称）の使途）

都道府県に譲与される森林環境譲与税（仮称）の使途は、森林整備等を実施する市町村の支援等に関する費用と定められています。そこで、本県に譲与される森林環境譲与税（仮称）の使途としては、『市町村業務を支える技術者確保のための人材バンクの設置』といった支援事業に充当することを考えており、『地域水源林整備の支援』に、さらに上乘せすることは、ありません。

（二重課税の懸念）

水源環境保全税の対象は、水源地域に限られていますが、各市町村に譲与される森林環境譲与税（仮称）の使途としては、里山や住宅に隣接する都市部の森林の整備に活用することも可能となっており、さらに木材利用の促進にも充当することができます。各市町村に譲与される森林環境譲与税（仮称）の具体的な使途は、今後、各市町村において定めることとなりますが、県としては、水源環境保全税の対象としている森林整備には引き続き水源環境保全税に充当し、森林環境譲与税（仮称）は水源環境保全税の対象外の森林の整備や木材利用に充てることにより、両税をすみ分け、効果的に活用し、両税で県内全域の森林の保全再生を図るとともに、木材利用を結び付け、伐って使うという循環を県全体に生み出していく姿を県民に示すことにより、理解をしていただけるよう努めていきます。